

平成 26 年第 3 回（9 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 35 号 説 明 資 料

平成 26 年 9 月 2 日

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例

---

## 資 料

---

制定概要	-----	1
制定内容	-----	1
条文対照表	-----	2～3

子育て支援課

# 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

## ○ 制定概要

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を町の条例で定めるため、大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

## ○ 制定内容

### 1 条例制定の考え方

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めます。

多くの項目において、町の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定める特段の事情は認められないので、原則として国の基準に基づいて町の条例を制定します。

一部の項目については、町独自の項目を盛り込み、特定教育・保育施設及び特定地域型を向上させるように努めます。

### 2 条例の構成

#### 第1章 総則（第1条～第3条）

条例の趣旨、定義及び一般原則を定めます。

#### 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準（第4条～第36条）

特定教育・保育施設とは、給付の対象として、町の確認を受けた幼稚園、保育所及び認定こども園をいいます。

利用定員に関する基準、運営に関する基準及び特例施設型給付費に関する基準を定めます。

#### 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準（第37条～第52条）

特定地域型保育事業者とは、給付の対象として、町の確認を受けた地域型保育事業者（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいいます。

利用定員に関する基準、運営に関する基準及び特例地域型保育給付費に関する基準を定めます。

#### 附則

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行します。

特定保育所に関する特例、施設型給付費等・利用定員・連携施設に関する経過措置について定めます。

## 条文対照表

### 内閣府令から条例に委任される事項

内閣府令の条文		町条例の条文	町条例
<b>総則</b>			
総則	趣旨	第1条	府令のとおり
	定義	第2条	
	一般原則	第3条	(町条例) 特定教育・保育施設等が大磯町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等でないこととする。 (上記以外の規定は、府令のとおり)
<b>特定教育・保育施設の運営に関する基準</b>			
利用定員に関する基準	利用定員	第4条	府令のとおり
運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	第5条	府令のとおり
	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	第6条	
	あっせん、調整及び要請に対する協力	第7条	
	受給資格等の確認	第8条	
	支給認定の申請に係る援助	第9条	
	心身の状況等の把握	第10条	
	小学校等との連携	第11条	
	教育・保育の提供の記録	第12条	
	利用者負担額等の受領	第13条	
	施設型給付費等の額に係る通知等	第14条	
	特定教育・保育の取扱方針	第15条	
	特定教育・保育に関する評価等	第16条	
	相談及び援助	第17条	
	緊急時等の対応	第18条	
	支給認定保護者に関する市町村への通知	第19条	
	運営規程	第20条	
	勤務体制の確保等	第21条	
	定員の遵守	第22条	
	掲示	第23条	
	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	第24条	
虐待等の禁止	第25条		
懲戒に係る権限の濫用禁止	第26条		
秘密保持等	第27条		
情報の提供等	第28条		
利益供与等の禁止	第29条		

内閣府令の条文			町条例の条文	町条例
	苦情解決	第30条	第30条	府令のとおり
	地域との連携等	第31条	第31条	
	事故発生の防止及び発生時の対応	第32条	第32条	
	会計の区分	第33条	第33条	
	記録の整備	第34条	第34条	
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育の基準	第35条	第35条	府令のとおり
	特別利用教育の基準	第36条	第36条	
特定地域型保育事業者の運営に関する基準				
利用定員に関する基準	利用定員	第37条	第37条	府令のとおり
運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	第38条	第38条	府令のとおり
	正当な理由のない提供拒否の禁止等	第39条	第39条	
	あっせん、調整及び要請に対する協力	第40条	第40条	
	心身の状況等の把握	第41条	第41条	
	特定教育・保育施設等との連携	第42条	第42条	(町条例) 「離島その他の地域」に関する規定について、該当しないため府削除する。 (上記以外の規定は、府令のとおり)
	利用者負担額等の受領	第43条	第43条	府令のとおり
	特定地域型保育の取扱方針	第44条	第44条	
	特定地域型保育に関する評価等	第45条	第45条	
	運営規程	第46条	第46条	
	勤務体制の確保等	第47条	第47条	
	定員の遵守	第48条	第48条	
	記録の整備	第49条	第49条	
	準用	第50条	第50条	
特例地域型保育給付費に関する基準	特別利用地域型保育の基準	第51条	第51条	府令のとおり
	特例利用地域型保育の基準	第52条	第52条	
附則				
附則	施行期日	第1条	第1条	府令のとおり
	特定保育所に関する特例	第2条	第2条	
	施設型給付費等に関する経過措置	第3条	第3条	
	利用定員に関する経過措置	第4条	第4条	
	連携施設に関する経過措置	第5条	第5条	

【参考】

基準となる省令

・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府令39号)